令和8(2026)年度 第3回郡山市学校教育審議会 次第

日 時 令和8(2026)年10月22日(木) 13時30分～16時00分
場 所 郡山市役所本庁舎5階 教育委員会室

【開会直前の 13:30 前頃】 会議の公開・非公開、傍聴の許可・不許可の決定

1. 開　　会

2. 教育長あいさつ

3. 審　　議

(1) 報 告 事 項

・ 令和9(2027)年度 特認校制・隣接区域選択制の入・就学者募集数(受入可能数)等について

(2) 審 議 事 項

① 令和8(2026)年度第2回郡山市学校教育審議会審議事項の「意見まとめ及び論点集約」

② 現行及び次期学習指導要領における教育課程の構造について

③ 教育課程の「2階部分」の柔軟化 個々の児童生徒に着目した教育課程の特例の新設・拡充【特定分野に特異な才能のある児童生徒について】

《休　　憩》(10分～15分程度)

④ 郡山市における特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別な教育課程に関する現状と課題等について(総合教育支援センター)

⑤ 郡山市における障がいのある児童生徒に係る特別な教育課程に関する現状と課題等について(総合教育支援センター)

4. そ　の　他

5. 閉　　会

令和8年10月22日 学校教育推進課

郡山市学校教育審議会委員名簿（令和８年度）

≪委嘱期間：令和８年７月２８日～令和１０年７月２７日（２年間）　委員数９名≫

氏　　名	役　職　等	備　考
富　田　孝　志 （とみた　たかし）	元福島県教育委員会教育長 郡山市あさかの学園大学 学長 福島県合唱連盟 会長 寺子屋郡山 会長	
高　原　栄　治 （たかはら　えいじ）	郡山市小・中学校長会長 郡山市中学校長会長 郡山市立郡山第七中学校長	
遠　藤　　修 （えんどう　おさむ）	郡山市小・中学校長会委員 郡山市小学校長会副会長 郡山市立芳山小学校長 前郡山市学校管理課長	
江　藤　大　裕 （えとう　だいすけ）	郡山市ＰＴＡ連合会長 郡山市立郡山第三中学校ＰＴＡ会長 一般社団法人 CARNIVAL WORKS 代表理事 ＮＰＯ法人ビーンズふくしま副理事長	
瀧　田　　勉 （たきた　つとむ）	郡山市社会教育委員 議長 地域コーディネーター ハーブとスローライフの研究家	
平　野　幹　雄 （ひらの　みきお）	東北学院大学 学務部長 東北学院大学 人間科学部 教授	
野　口　　徹 （のぐち　とおる）	国立大学法人 山形大学 学術研究院 教育学部担当教授	所用のため欠席
鳴　川　哲　也 （なるかわ　てつや）	国立大学法人 福島大学 人間発達文化学類 教授 国立大学法人 福島大学 大学院教職実践研究科長	所用のため欠席
渡　邉　真　魚 （わたなべ　まお）	日本大学工学部 総合教育 教授 文部科学省 中央教育審議会 教育課程部会 専門委員（道徳ワーキンググループ委員）	

※　令和６年度からは特別な調査審議事項が終了したため特別委員を委嘱しない。

○　郡山市学校教育審議会条例

平成10年3月30日
郡山市条例第12号

（設置）

第１条　郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校教育について必要な事項を調査審議するため、郡山市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 学校教育についての重要施策に関する事項

(2) 学校教育の振興に関する事項

(3) 市立学校の通学区域及び学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事項

（組織）

第３条　審議会は、委員９人以内で組織する。

２　審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員８人以内を置くことができる。

３　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 郡山市小中学校長会の役員

(2) 郡山市PTA連合会の役員

(3) 市社会教育委員

(4) 学識経験を有する者

４　特別委員は、当該特別な事項について学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員が前条第３項第１号から第３号までの各号の職を辞したときは、委員の職を解任されるものとする。

４　特別委員は、当該特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員（特別委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則（略）

【報告事項資料】

令和８（2026）年10月22日（木）
令和８年度 第３回 郡山市学校教育審議会

令和９（2027）年度入・就学者における特認校制・隣接区域選択制の募集数（受入可能数）について

令和８（２０２６）年１０月２２日

郡山市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育推進課

【目　次】

I.　特認校制・隣接区域選択制対象校における令和９年度入・就学者募集数（受入可能数）決定数一覧表　（特別支援学級の受入数は除く）

・・・・・1

II.　令和9年度から令和11年度までの通学区域の弾力的運用について【西田学園義務教育学校（前期課程・後期課程）特認校制度の対象校】

・・・・・2

【参考資料１】

・・・・・4

【参考資料２】

・・・・・5

【memo】

Ⅰ　特認校制・隣接区域選択制対象校における令和９年度入・就学者募集数（受入可能数）決定数一覧表　（特別支援学級の受入数は除く）

1.　隣接区域選択制対象小学校（8小学校）

No.	対象小学校又は義務教育学校	令和9年度入・就学者に係る隣接区域選択制対象校の募集数（受入可能数）の決定数（特別支援学級は除く）					
		新1年生	新2年生	新3年生	新4年生	新5年生	新6年生
		募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）
1	日和田小学校	5	4	5	5	5	5
2	明健小学校	10	5	2	5	5	5
3	行徳小学校	10	5	5	5	5	5
4	喜久田小学校	10	5	5	5	5	5
5	桃見台小学校	10	5	5	5	5	5
6	赤木小学校	10	2	5	5	5	5
7	富田小学校	10	5	5	5	5	5
8	大島小学校	10	10	5	5	5	5

2.　特認校制対象小学校等（1小学校・1義務教育学校前期課程）

No.	対象小学校又は義務教育学校	令和9年度入・就学者に係る特認校制対象校の募集数（受入可能数）の決定数（特別支援学級は除く）					
		新1年生	新2年生	新3年生	新4年生	新5年生	新6年生
		募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）
9	金透小学校	15	10	10	5	5	5
10	西田学園（前期課程）	5	5	5	5	5	5

3.　特認校対象義務教育学校後期課程（1義務教育学校後期課程）

No.	対象中学校又は義務教育学校	令和9年度入・就学者に係る特認校制対象校の募集数（受入可能数）の決定数（特別支援学級は除く）		
		新7年生	新8年生	新9年生
		募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）	募集数（受入可能数）
10	西田学園（後期課程）	10	5	5

※1.　西田学園（後期課程）については、明年1月から募集。

※2.　募集数（受入数）については、前期課程及び後期課程含めて決定。

①　募集期間：令和８年１０月１日（木）から令和８年１１月２日（月）まで
【西田学園後期課程は除く。】
②　募集期間中に定員を超える応募者があった場合には、募集期間終了後に抽選で決定。
（過去に抽選となった実績はない。）
③　令和９年度入・就学者募集数（受入可能数）決定数については、令和８年９月２５日開催の郡山市教育委員会９月定例会で御了承済。

令和８年度第１回郡山市学校教育審議会（R.7.28)で御審議いただき、御了承を得た内容を令和８年８月２５日開催の郡山市教育委員会８月定例会に報告、御了承を得た資料。

2026/8/25 学校教育推進課

Ⅱ 令和９年度から令和 11 年度までの通学区域の弾力的運用について【西田学園義務教育学校(前期課程・後期課程)特認校制度の対象校】

1. 特認校制について

- 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく指定する条件を満たす市内小学校からでも就学を認めるもの。

2. 西田学園義務教育学校の特認校指定について

- 平成 30 年４月、県内初の義務教育学校としての開校時に、通学区域の弾力的運用制度の特認校に指定。
- 対象校は3年ごとに見直しを実施。
- 令和8年度は、西田学園義務教育学校(前期課程・後期課程)特認校制度の対象校の見直しの時期であり、令和8年7月28日に開催された「令和8年度第1回郡山市学校教育審議会」で対象校見直しの審議を行った。

3. 令和9年度から令和11年度までの対象校について

【対象校の要件(①及び②の双方を満たす場合に限る。)】

※ 前期課程・後期課程共通

① 令和9年度から令和11年度までの今後3年間の推計等により、通常学級数が12学級以上であること。

② 今後3年間の各学年の児童数の推計等から、児童の転出があっても12学級以上を確保できること。

(1) 西田学園義務教育学校前期課程(小学校に相当)の対象校

課程	制度が利用できる対象校数(通常学級数が12学級以上)
前期課程	令和９年度～令和１１年度（２４校） （令和6年度から令和8年度までの対象校より1校減）

No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校
1	日和田小	6	安積第一小	11	小原田小	16	富田東小	21	大島小
2	行健小	7	安積第三小	12	開成小	17	富田西小	22	小山田小
3	行健第二小	8	永盛小	13	芳賀小	18	大槻小	23	大成小
4	明健小	9	柴宮小	14	熏小	19	桜小	24	朝日が丘小
5	行徳小	10	橋小	15	富田小	20	桑野小		

（2） 西田学園義務教育学校(中学校に相当)の対象校

課 程	制度が利用できる対象校数（通常学級数が12学級以上）
後期課程	令和9年度～令和11年度（10校） （令和6年度から令和8年度までの対象校と同じ）

No.	対象中学校	No.	対象中学校
1	行健中	6	郡山第五中
2	明健中	7	郡山第六中
3	安積中	8	郡山第七中
4	郡山第一中	9	富田中
5	郡山第三中	10	大槻中

4. 適用時期

- 令和9年4月1日就学分(令和9年度入・就学者)から適用する。
- なお、令和9年度から令和11年度の対象校除外となった令和6年度から令和8年度までの対象校であった桃見台小学校から特認校制度により、現在、西田学園義務教育学校へ就学している児童・生徒はいない。

【参考:令和6年度から令和8年度までの西田学園義務教育学校(前期課程・後期課程)特認校制度の対象校】

課 程	制度が利用できる対象校数（通常学級数が12学級以上）
前期課程	平成30年度～令和2年度（29校） 令和3年度～令和5年度（28校） 令和6年度～令和8年度（25校）

No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校
1	日和田小	6	安積第一小	11	小原田小	16	富田小	21	桑野小
2	行健小	7	安積第三小	12	開成小	17	富田東小	22	大島小
3	行健第二小	8	永盛小	13	芳賀小	18	富田西小	23	小山田小
4	明健小	9	柴宮小	14	桃見台小	19	大槻小	24	大成小
5	行徳小	10	橋 小	15	麓 小	20	桜 小	25	朝日が丘小

課 程	制度が利用できる対象校数（通常学級数が12学級以上）
後期課程	平成30年度～令和2年度（14校） 令和3年度～令和5年度（12校） 令和6年度～令和8年度（10校）

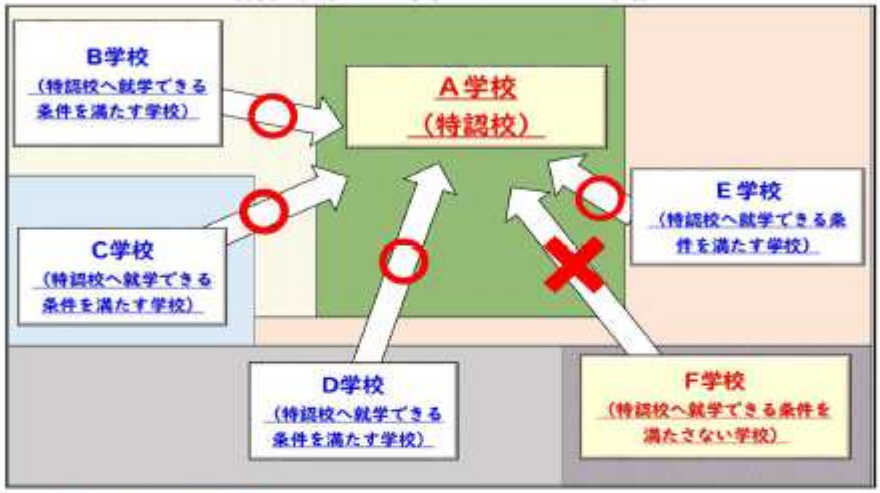
No.	対象中学校	No.	対象中学校
1	行健中	6	郡山第五中
2	明健中	7	郡山第六中
3	安積中	8	郡山第七中
4	郡山第一中	9	富田中
5	郡山第三中	10	大槻中

【参考資料1】

1. 特認校制とは？

- 従来の通学区域は残したままで、一定の条件を満たす学校から特定の学校について、通学区域に関係なく、就学を認める制度。
- 本市においては、平成30年度から西田学園義務教育学校（全課程）、平成31年度から金透小学校へそれぞれ導入している。
- 対象となる学校は【参考資料2】の条件を満たす学校で、特認校における毎年度の各学年別受入可能人数を決定する必要がある。

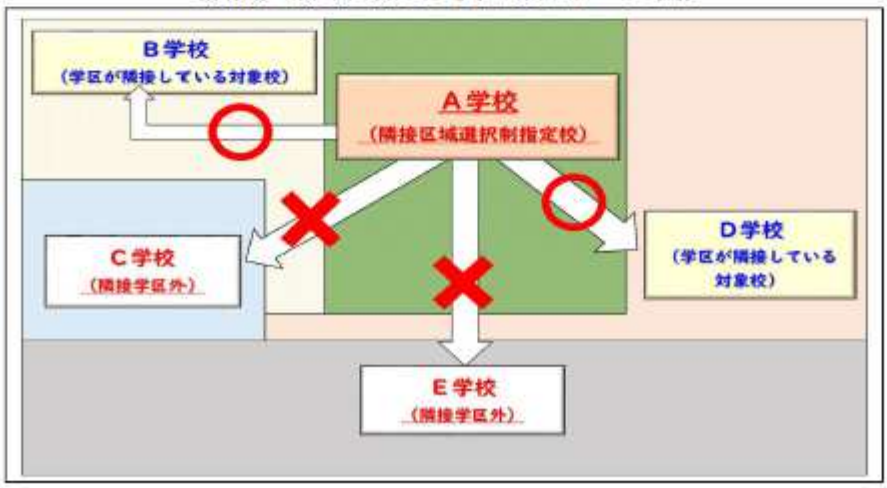
（特認校制の通学区域のイメージ図）



2. 隣接区域選択制とは？

- 従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認める制度。
- 本市においては、過大規模校対策として平成31年度から富田東小学校及び行健第二小学校に導入している。（富田東小学校及び行健第二小学校の通学区域に隣接する学校のみ対象。）
- 対象となる学校は【参考資料2】の条件を満たす学校で、通学区域が隣接している対象校における過大規模校2校からの毎年度の各学年別受入可能人数を決定する必要がある。

（隣接区域選択制の通学区域のイメージ図）



【参考資料2】　令和8年度特認校制及び隣接区域選択制の対象校一覧表

（令和9年度入・就学者に適用）

1. 富田東小学校及び行健第二小学校の隣接区域選択制対象校（富田東小 6校、行健第二小 4校）

【富田東小学校に隣接する小学校(6校)】											
1	行徳小学校	2	喜久田小学校	3	桃見台小学校	4	赤木小学校	5	大島小学校	6	富田小学校

【対象校の要件】
・ 富田東小学校の通学区域に隣接している小学校であること。

【行健第二小学校に隣接する小学校(4校)】							
1	日和田小学校	2	明健小学校	3	行徳小学校	4	喜久田小学校

【対象校の要件】
・ 行健第二小学校の通学区域に隣接している小学校であること。

2. 金透小学校の特認校制度対象校（5校）

令和7年度から令和9年度までの対象校 （5校）									
1	行健小学校	2	行健第二小学校	3	富田東小学校	4	大島小学校	5	大成小学校

【対象校の要件】
① 今後3年間、通常学級数19以上であること。
② 今後3年間の各学年児童生徒数の推移を確認し、児童の転出があっても19学級以上を確保できる見込みであること。

3. 西田学園義務教育学校前期課程の特認校制度対象校（24校）（※ 令和8年度に見直しを実施し、1校減。）

令和9年度から令和11年度までの特認校制度対象校（小学校：24校）									
No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校
1	日和田小	2	行健小	3	行健第二小	4	明健小	5	行徳小
6	安積第一小	7	安積第三小	8	永盛小	9	柴宮小	10	橋小
11	小原田小	12	開成小	13	芳賀小	14	黒小	15	富田小
16	富田東小	17	富田西小	18	大槻小	19	桜小	20	桑野小
21	大島小	22	小山田小	23	大成小	24	朝日が丘小		

【対象校（中学校）の要件】
① 今後3年間、通常学級数12以上であること。
② 今後3年間の各学年児童生徒数の推移を確認し、児童生徒の転出があっても12学級以上を確保できる見込みであること。

4. 西田学園義務教育学校後期課程の特認校制度対象校（中学校：10校）（※ 令和8年度に見直しを実施し変更なし。）

令和9年度から令和11年度までの特認校制度対象校（中学校：10校）									
No.	対象中学校	No.	対象中学校	No.	対象中学校	No.	対象中学校	No.	対象中学校
1	行健中	2	明健中	3	安積中	4	郡山第一中	5	郡山第三中
6	郡山第五中	7	郡山第六中	8	郡山第七中	9	富田中	10	大槻中

【対象校（中学校）の要件】
① 今後3年間、通常学級数12以上であること。
② 今後3年間の各学年児童生徒数の推移を確認し、児童生徒の転出があっても12学級以上を確保できる見込みであること。

【留意事項】

① 特認校制の対象校は、郡山市学校教育審議会において3年ごとに見直しを行う。また、原則3年間継続するものの、毎年5月1日現在の学校基本調査に基づくフォローアップの対象として審議会の報告事項。（見直しは審議事項。）
② 特認校の対象校見直しは、審議会の審議・了承を得て、教育委員会定例会の報告事項。
③ 特認校制及び隣接区域選択制の募集人数及び応募者数は、審議会及び教育委員会定例会（1. から3. は、9月と11月、4. は12月と2月）の報告事項。
④ 隣接区域選択制については、毎年度の審議会におけるフォローアップの対象として報告事項。
⑤ 上記以外の対象校は、特認校制及び隣接区域選択制の対象とは一切ならない。（ただし、学区外申請の場合は除く。）